

G 7 広島サミット準備会議の開催について

〔令和 4 年 7 月 15 日〕
内閣官房長官決裁

- 1 令和 5 年に我が国で開催される G 7 広島サミットの開催準備に関し、関係府省庁の緊密な連携を図りつつ政府全体の総合調整を行い、G 7 広島サミットの円滑な開催を図るため、G 7 広島サミット準備会議（以下「準備会議」という。）を開催する。
- 2 準備会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官（事務）

構成員 内閣危機管理監

国家安全保障局次長

内閣官房副長官補（内政担当）

内閣官房副長官補（外政担当）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

内閣広報官

内閣情報官

内閣総務官

内閣サイバーセキュリティセンター長

内閣府大臣官房政策立案総括審議官

内閣府男女共同参画局長

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長補

警察庁警備局長

金融庁総合政策局国際総括官

デジタル庁統括官（国際戦略／ネットワーク担当）

復興庁統括官

総務省国際戦略局長

消防庁次長

法務省大臣官房審議官（国際・人権担当）

出入国在留管理庁次長

公安調査庁次長

外務省経済局長

外務省 G 7 広島サミット事務局長

財務省関税局長

財務省国際局長

文部科学省国際統括官

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）
農林水産省輸出・国際局長
経済産業省通商政策局長
国土交通省国際統括官
観光庁次長
海上保安庁次長
環境省地球環境局長
防衛省統合幕僚監部総括官

- 3 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 準備会議は、別に定めるところにより、幹事会を開催することができる。
- 5 準備会議の庶務は、外務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、準備会議の運営に関する事項その他の必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、令和5年6月30日限り、その効力を失う。